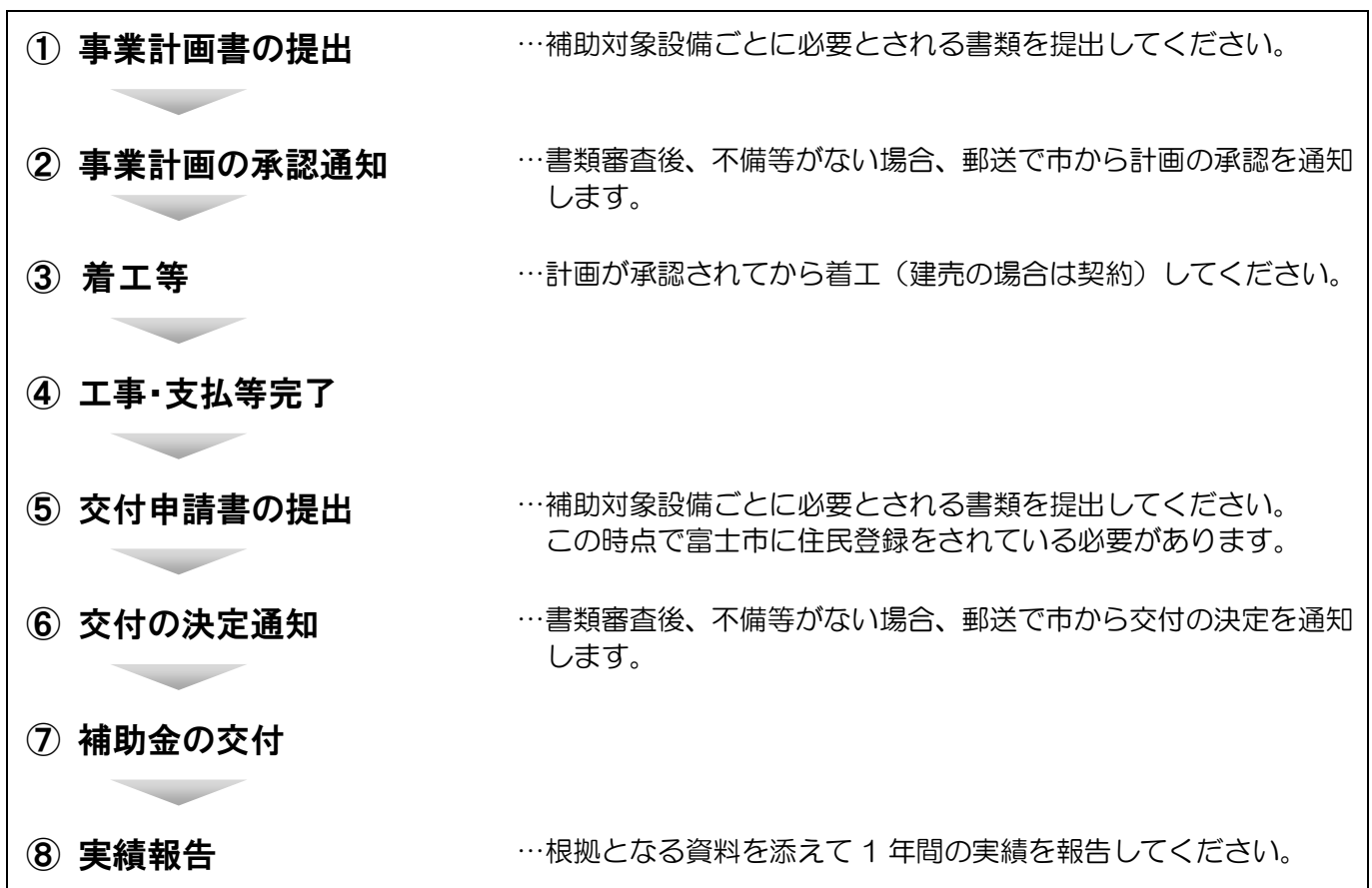


富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 申請の手引き ＜自己所有による太陽光発電システムの導入＞

＜共通の要件等＞

- 着工等の前に事業計画書を提出し、承認を受けること。
- 事業完了後の交付申請時に富士市に住民登録していること。
- 市内の自ら居住する住宅（居住予定を含む）において対象設備等を導入・改修すること。
- 市町村税及び特別区税に未納付がないこと。

＜申請の流れ＞



【注意事項等】

- 必ず事業計画の承認を受けてから着工等してください。※令和6年度から取り扱い変更
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間がいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

＜書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 環境政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 郵送または窓口までご提出ください。

＜事業計画書の提出期間＞

令和6年4月1日 から 令和6年11月末日 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

＜補助額＞

導入容量1kWあたり 7万3千円（上限72万9千円）※千円未満切捨て

導入容量は太陽電池またはパワーコンディショナー出力合計値のいずれか小さい値

＜交付申請(完了報告)期限＞

事業完了（複数の事業を実施する場合はすべての事業完了）から1か月以内

または 計画承認を受けた年度の2月末日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払い・住所移転等）しない場合、補助金を交付できません。

＜補助対象要件＞

○導入する住宅用太陽光発電システムで発電し消費する電力量（自家消費電力）が、当該住宅用太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上であること。

※自家消費電力が発電量の30%未満となった場合、補助金の返還対象となります。

○系統連系を開始した翌月から1年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量等について、根拠となる資料（モニターの写真等）を添えて報告を行うこと。

○系統連系を開始した翌月から5年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量等についてデータを保存し、いつでも開示できるようにすること。

○固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。

○法定耐用年数を経過するまでの間は、温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度へ登録しないこと。

○自己託送を行わないこと。

＜その他＞

○建売住宅の場合は、契約前に事業計画書を提出して承認を受けてください。（計画承認前に契約している場合は補助の対象になりません。）

○申請の中止や事業内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。

○対象となる設備について、重複して、国費を財源とする補助金等の併用はできません。

○補助対象が重複する、本市の補助金との併用はできません。（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入に係る補助金、PPA契約による太陽光発電設備の導入に係る補助金の併用は不可）

<必要書類【事業計画書提出時】>

提出書類	備考
事業計画書（様式1）	ウェブページから様式をダウンロード
見積書等	導入する太陽光パネル・パワコンの容量が記載されていること
発電電力の利用計画表	ウェブページから様式をダウンロード
施工前の写真	着工予定地や、設置する住宅及び設置箇所の写真を撮影すること
導入する設備の仕様が確認できる書類	太陽光パネル・パワコン、それぞれの製品のカタログやパンフレット等（型番や容量などが確認できるページ）の写し
宣誓書（様式2）	ウェブページから様式をダウンロード

<必要書類【交付申請（完了報告）時】>

提出書類	備考
交付申請書（第4号様式）	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書、ローン契約書の写しでも可 「請求内訳がわかる書類」の金額と一致し、宛名は申請者名が記載されていること
請求内訳がわかる書類の写し	見積書・請求書等 「領収書」の金額と一致していること
施工後の写真	設置したすべての太陽光パネル、パワコン、モニター等を撮影すること
住所を確認できる書類の写し（本人確認証）	運転免許証、旅券、住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、コピー可）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
市税の完納証明書	・発行から3か月以内のもの（富士市在住の場合、市役所3階収納課で交付） ・市外から移転する場合は、居住していた市区町村の完納証明書（完納証明書の発行を行っていない場合は、前年度の市区町村民税 納税証明書）
住宅の位置を示す案内図	
電気事業者との系統連系について確認できる書類の写し	
売電単価が確認できる書類の写し	余剰電力を売電する場合のみ提出

<必要書類【実績報告時】>

提出書類	備考
発電電力の利用実績表	ウェブページから様式をダウンロード
1年間の毎月の発電電力量、売電電力量等について、根拠となる資料※	発電状況が確認できるモニターの写真や、電力事業者からの売電量に関する通知など
直近の売電単価について確認できる書類の写し	余剰電力を売電する場合のみ提出

※実績を確認するため、発電電力量等が表示されるモニターやシステムの導入をお勧めします。

＜本事業に関する問い合わせ先＞

富士市 環境部 環境総務課 環境政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2902

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp